

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領

平成20年4月15日付け19農振第2125号
最終改正 平成27年10月1日付け27農振第1398号
農林水産省農村振興局長通知

1 趣 旨

我が国の食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化が重要であり、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）に基づき、荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進しているところである。

当該施策を推進するためには、荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の情報が必要不可欠であることから、これらの情報を把握することを目的として本調査を実施する。

2 定 義

本要領において「荒廃農地」とは、現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている次のいずれかに該当する農地をいう。

- ① 笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な状態の農地
- ② 木本性植物（高木、灌木、低木等）を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地
- ③ 竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地
- ④ 樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地

3 実施体制

- (1) 本調査は、市町村と農業委員会が共同で行うものとする。
- (2) 農林水産省及び都道府県は、全国農業会議所及び都道府県農業会議と連携しつつ、荒廃農地に係る情報提供等の協力を行うものとする。
- (3) 市町村及び農業委員会は、本調査を効率的かつ速やかに進めるため、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合等との連携を図り、荒廃農地に係る情報収集に努めるとともに、必要に応じて応援を求めるものとする。

4 調査時期及び期間

本調査は、毎年1月1日から12月31日までの間に実施する。
(平成37年まで実施する。)

5 調査手順

本調査は、次の手順により実施する。

- ① 現地調査
- ② 荒廃農地の区分の判断
- ③ 解消された荒廃農地の区分の判断
- ④ 調査結果の取りまとめ

6 現地調査

(1) 調査の対象範囲

本調査の対象範囲は、現在耕作の目的に供されている土地又は以前耕作の目的に供されていた土地のうち、現地調査の時点において下記に該当する土地を除いたものとする。

- ① 自然災害（流失、埋没、陥没、土砂流入等）により農業上の利用ができない土地
- ② 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の許可を受けて農地以外のものとされた土地
- ③ 「農地法の運用について」の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）第4の（3）に基づき「非農地」と決定された土地

(2) 調査方法

現地調査は、農業委員会が行う農地法第30条第1項に規定する「利用状況調査」と併せて実施することとする。

(3) 調査内容

現地調査は、対象となる荒廃農地一筆ごとに、当該荒廃農地の所在地及び荒廃状況を確認することとする。なお、過去に実施した本調査において既に荒廃農地と区分されているものである場合にあっては、併せてその再生状況及び再生後の利用状況を確認することとする。

7 荒廃農地の区分の判断

現地調査により把握された荒廃農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。

① A分類（再生利用が可能な荒廃農地）

荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの（農地法第32条第1項第1号に該当する農地）

② B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）

荒廃農地のうち、運用通知第4の（3）の規定に照らし、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができなると見込まれるものに相当するもの（基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が計画されているものはA分類とする。）

8 解消された荒廃農地の確認

前年までに実施した本調査において荒廃農地と区分された農地のうち、前年の現地

調査から当該年の現地調査までの間に再生利用により解消された農地を次のいずれかに区分し、その結果を様式1及び図面に整理する。

また、転用された土地及び運用通知第4の(3)に基づき非農地と決定された土地については、その旨を様式1及び図面に整理する。

① 営農再開

実際に営農が再開された農地（同一年において基盤整備が実施され、営農が再開されたものを含み、過去に実施した本調査において②又は③に区分されたものを除く。）。この場合、市民農園や教育ファーム等としての利活用、景観作物（コスモス等）の植栽等を行った農地を含む。

② 基盤整備後営農再開

基盤整備事業等（抜根、整地、区画整理、客土等）が実施中であり、事業完了後の営農再開の予定がある農地

③ 保全管理

抜根、整地、区画整理、客土等を行った後、今後の耕作に向けて、草刈り、刈払い、耕起、水張り等農地を常に耕作しうる状態に保つ取組

9 調査結果の取りまとめ

(1) 荒廃農地の区分等の集計及び報告

① 市町村は、様式1の内容を基に作成した様式2及び様式3を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県に提出するものとする。

なお、市町村は、都道府県と協議の上、様式1の提出をもって様式2及び様式3の提出に代えることができるものとする。その場合、様式2及び様式3の集計は都道府県が行うものとする。

② 都道府県は、市町村からの提出資料を取りまとめた様式4-①、様式4-②、様式5-①及び様式5-②を現地調査実施年の翌年の3月10日までにその都道府県を管轄する地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に提出するものとする。

なお、提出に当たっては、様式2及び様式3の写しを添付するものとする。

③ 地方農政局は都道府県に、都道府県は市町村に対し、必要に応じて様式1の提出を求めることができるものとする。（この場合にあっては、様式1から個人情報に該当する「所在」に関する情報の代わりに、通し番号を記載することとする。）

(2) 解消された荒廃農地の区分等の集計及び報告

① 市町村は、様式1の内容を基に作成した様式6を現地調査実施年の翌年の1月末日までに都道府県に提出するものとする。

なお、市町村は、都道府県と協議の上、様式6の提出を様式1の提出に代えることができるものとする。その場合、様式6の集計は都道府県が行うものとする。

② 都道府県は、市町村からの提出資料を取りまとめた様式7を現地調査実施年の翌年の3月10日までに地方農政局等に提出するものとする。

(3) その他

震災等やむを得ない事情により(1)及び(2)に定める書類の提出が遅れる等の場合には、農林水産省と都道府県との協議により対応を定めるものとする。

10 調査結果の取扱い

(1) 公表

農林水産省は、取りまとめた調査結果を公表するものとする。

(2) 調査結果の共有

本調査の結果については、市町村と農業委員会で情報の共有を図ることとする。

(3) 農地・非農地判断等の実施

農業委員会は、本調査も踏まえ、運用通知第4の(1)及び(2)の手続を行うものとする。

さらに、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農用地区域」という。)内に存する土地について、市町村は、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」(平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知)第16の2の(1)の①のウに基づき、農用地区域に残置する土地とそれ以外の土地に区分するとともに、残置するとした場合はその理由を整理すること。

11 その他

(1) 農業振興地域制度担当部局との連携

本調査の結果は、農振法第5条の2に基づき、農林水産大臣が求める資料等に活用されるため、本調査の実施、取りまとめ、報告等において、市町村の調査担当部局は、市町村の農業振興地域制度担当部局との連携強化を図ることとする。

また、都道府県の調査担当部局と農業振興地域制度担当部局との連携を図ることとする。

具体的には、農振法に基づく農業振興地域内の農用地区域、農用地区域外及び農業振興地域以外の区分について、基盤整備の有無や農地の集団性について整理を行う。

(2) 経営所得安定対策担当部局との連携

水田の不作付地に関しては、経営所得安定対策の下、米の直接支払交付金の申請者のうち「調整水田等の不作付地」を所有する者において、不作付地を3年を目途に解消する改善計画が作成され、市町村の認定を受け、その活用に取り組まれているところである。このため、経営所得安定対策に係る担当部局と連携を図り、「調整水田等の不作付地の改善計画」が作成されている農地の現況に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

(3) 多面的機能支払交付金担当部局との連携

多面的機能支払交付金においては、市町村長は、認定農用地の保全管理状況の確認に際し、あらかじめ遊休農地の発生防止のための保全管理を行う必要のある農用地の有無を確認することとされているところである。このため、多面的機能支払交付金に係る担当部局と連携を図り、認定農用地の現況に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

(4) 中山間地域等直接支払交付金担当部局との連携

中山間地域等直接支払交付金においては、市町村は、既荒廃農地の復旧又は林地化を含む集落協定又は個別協定に定められている事項の実施状況について確認す

ることとされているところである。このため、中山間地域等直接支払交付金に係る担当部局と連携を図り、協定農用地の現況に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

(5) 農林統計担当部局との連携

荒廃農地の発生面積及び過去に実施した本調査において荒廃農地と区分された農地のうち再生利用された農地面積については、農林業センサスにおける耕作放棄地面積のほか、農林水産省大臣官房統計部が地方農政局等を通じて調査を実施している耕地面積調査における「人為かい廃面積（荒廃農地）」及び「開墾面積」とも密接に関連する。

このため、地方農政局等や都道府県、市町村及び農業委員会の各段階において農林統計担当部局との連携関係を構築するとともに、地方農政局等の段階における本調査の市町村別結果の情報提供、市町村及び農業委員会の段階での荒廃農地の発生場所や発生要因、解消実績、解消分類等に関する情報の確認・共有化を図ることとする。

12 様式

(様式1) 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査表（市町村用）

(様式2) A分類（再生利用が可能な荒廃農地）集計表（市町村用）

(様式3) B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）等集計表（市町村用）

(様式4-①) A分類（再生利用が可能な荒廃農地）集計表①（都道府県用）

(様式4-②) A分類（再生利用が可能な荒廃農地）集計表②（都道府県用）

(様式5-①) B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）等集計表①（都道府県用）

(様式5-②) B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）等集計表②（都道府県用）

(様式6) 荒廃農地の解消確認集計表（市町村用）

(様式7) 荒廃農地の解消確認集計表（都道府県用）

(様式2)

市町村・農業委員会用

A分類(再生利用が可能な荒廃農地)集計表(市町村用)

○A分類に区分された荒廃農地について、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間の動向を整理し、本年の面積を集計します。

注意)
◇単位は「㎡」で記入してください。
◇様式1から本集計表を作成してください。
◇様式3及び様式6と整合が図られているか確認してください。

調査年	
都道府県名	
市町村名	
旧市区町村名	

※旧市区町村名は、必要に応じて記入。

荒廃農地の区分										
			A分類(再生利用が可能な荒廃農地) (㎡)				うち農用地区域(㎡)			
			田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計
前年値 ()										
農地への再生 (－)										
B分類への移動 (－)										
B分類からの移動 (＋)										
転用 (－)										
新規増加	(発見)	(＋)								
	(発生)	(＋)								
	(再発生)	(＋)								
その他増減		(＋)								
		(－)								
本年値 ()										

(様式3)

市町村・農業委員会用

B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)等集計表(市町村用)

調査年	
都道府県名	
市町村名	
旧市区町村名	

※旧市区町村名は、必要に応じて記入。

○B分類に区分された荒廃農地について、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間の動向を整理し、本年の面積を集計します。

注意)
 ◇単位は「㎡」で記入してください。
 ◇様式1から本集計表を作成してください。
 ◇様式2と整合が図られているか確認してください。

B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)の集計(非農地判断済み農地を除く)

非農地判断済み農地の集計

年		B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)(非農地判断済み農地を除く)	
		面積(㎡)	うち農用地区域内
前年値 ()			
A分類への移動 (-)			
A分類からの移動 (+)			
非農地判断済み (-)			
転用 (-)			
新規増加	(発見) (+)		
	(発生) (+)		
	(再発生) (+)		
その他増減		(+)	
		(-)	
本年値 ()			

年			非農地判断済み農地	
			面積(㎡)	うち農用地区域内
前年値 ()				
新規増加	B分類から	(+)		
	その他	(+)		
非農地通知発出		(-)		
転用		(-)		
その他増減		(+)		
		(-)		
本年値 ()				

(様式4-①)

都道府県用

A分類(再生利用が可能な荒廃農地)集計表①(都道府県用)

調査年	
都道府県名	

○A分類に区分された荒廃農地について、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間の動向を整理し、本年の面積を集計します。

注意)
◇単位は「㎡」で記入してください。
◇様式2から本集計表を作成してください。
◇様式3及び様式6と整合が図られているか確認してください。

荒廃農地の区分										
			A分類(再生利用が可能な荒廃農地) (㎡)				うち農用地区域(㎡)			
			田	畑	樹園地	計	田	畑	樹園地	計
前年値 ()										
農地への再生 (－)										
B分類への移動 (－)										
B分類からの移動 (＋)										
転用 (－)										
新規増加	(発見)	(＋)								
	(発生)	(＋)								
	(再発生)	(＋)								
その他増減		(＋)								
		(－)								
本年値 ()										

(様式5-①)

都道府県用

B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)等集計表①(都道府県用)

調査年	
都道府県名	

○B分類に区分された荒廃農地について、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間の動向を整理し、本年の面積を集計します。

注意)
◇単位は「㎡」で記入してください。
◇様式3から本集計表を作成してください。

B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)の集計(非農地判断済み農地を除く)

年	B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)(非農地判断済み農地を除く)		うち農用地区域内
	面積(㎡)		面積(㎡)
前年値 ()			
A分類への移動 (-)			
A分類からの移動 (+)			
非農地判断済み (-)			
転用 (-)			
新規増加	(発見) (+)		
	(発生) (+)		
	(再発生) (+)		
その他増減	(+)		
	(-)		
本年値 ()			

非農地判断済み農地の集計

年	非農地判断済み農地		うち農用地区域内
	面積(㎡)		面積(㎡)
前年値 ()			
新規増加	B分類から (+)		
	その他 (+)		
非農地通知発出 (-)			
転用 (-)			
その他増減	(+)		
	(-)		
本年値 ()			

(様式5-②)

都道府県用

B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)等集計表②(都道府県用)

調査年	
都道府県名	

○B分類に区分された荒廃農地について、前年の現地調査から当該年の現地調査までの間の動向を整理し、本年の面積を集計します。

注意)
 ◇単位は「㎡」で記入してください。
 ◇様式3から本集計表を作成してください。

B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)の集計(非農地判断済み農地を除く)

市町村名	B分類(再生利用が困難と見込まれる荒廃農地)(非農地判断済み農地を除く)	うち農用地区域内
	面積(㎡)	面積(㎡)

非農地判断済み農地の集計

市町村名	非農地判断済み農地	うち農用地区域内
	面積(㎡)	面積(㎡)

(参考) 非農地通知書を発出した土地の集計

市町村名	非農地通知発出済	うち農用地区域内
	面積(㎡)	面積(㎡)

注) 農業委員会が、非農地通知書を発出した土地を除く。

